

○「特定医療法人制度の改正について」（平成 15 年 10 月 9 日医政発第 1009008 号）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
特定医療法人制度の改正について 所得税法等の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 8 号）、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 15 年政令第 139 号）、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成 15 年財務省令第 34 号）及び租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成 15 年厚生労働省告示第 147 号）において、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 67 条の 2 第 1 項<u>の承認を受けている同項</u>に規定する医療法人（以下「特定医療法人」という。）に係る改正が行われ、平成 15 年 4 月 1 日から施行されている。 （後略） 記 第 1 改正の要点等 1 改正後の要件 （1）～（4）（略） （5）経理に関する基準 租税特別措置法施行規則 <u>（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）</u> 第 2	特定医療法人制度の改正について 所得税法等の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 8 号）、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 15 年政令第 139 号）、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成 15 年財務省令第 34 号）及び租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成 15 年厚生労働省告示第 147 号）において、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 67 条の 2 第 1 項に規定する<u>特定の</u>医療法人（以下「特定医療法人」という。）に係る改正が行われ、平成 15 年 4 月 1 日から施行されている。 （後略） 記 第 1 改正の要点等 1 改正後の要件 （1）～（4）（略） （5）経理に関する基準 租税特別措置法施行規則第 22 条の 15 第 1 項<u>で</u>定めるところ

2条の15第1項に定めるところにより法人税法施行規則(昭和40年大蔵省令第12号)第53条から第59条までの規定に準じて帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存していること。また、その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理が行われていないこと。

(6) 法令違反

その法人につき法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して記録又は記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと。

また、(1)の厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準について、租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準(平成15年厚生労働省告示第147号)として、次のとおり定められた。

(i) その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。

イ (略)

※ 医療保健業務は、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務並びに法第42条各号に掲げる業務(医業その他これに類する業務、介護サービスに係る業務(eの保険給付に係る業務をいう。)及び障害福祉サービス等に係る業務(fの給付費の支給等に係る業務をいう。))に限る。)であり、「社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人の認定又は承認要件における医療保健業務について」(令和7年3月31日医政発0331第90号厚生労働省医政局長通知)において掲げる業務であること。

また、医療保健業務に係る収入金額は、次に掲げる事業収益の

により法人税法施行規則第53条から第59条までの規定に準じて帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存していること。また、その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理が行われていないこと。

(6) 法令違反

その法人につき法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して記録又は記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと(改正前：医療に関する法令に違反する事実その他公益に反する事実がないこと。))。

また、(1)の厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準について、租税特別措置法第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準(平成15年厚生労働省告示第147号)として、次のとおり定められた。

(i) その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。

イ (略)

※ 医療保健業務は、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務並びに法第42条各号に掲げる業務(医業その他これに類する業務、介護サービスに係る業務(ホの保険給付に係る業務をいう。)及び障害福祉サービス等に係る業務(ヘの給付費の支給等に係る業務をいう。))に限る。)であり、「社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人の認定又は承認要件における医療保健業務について」(令和7年3月31日医政発0331第90号厚生労働省医政局長通知)において掲げる業務であること。

また、医療保健業務に係る収入金額は、次に掲げる事業収益の

合計額をいう。

(a) 損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額

(b) 損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の額（医療保健業務に係るものに限る。）

なお、医療法人が採用する会計基準によっては、gに掲げる収入金額が事業外収益又は特別収益に計上されている場合がある。その場合は、(a) 及び (b) の事業収益の額に当該 g に掲げる収入金額を加算した金額とする。

a 社会保険診療（租税特別措置法第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が医療保健業務に係る収入金額のおおむね100分の10以下の場合に限る。）を含む。）

b～g （略）

（後略）

ロ 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。）に対し請求する金額（特定外国人患者請求額を除く。）が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。

ハ 特定外国人患者請求額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額から当該金額に3を乗じて得た金額までの範囲内であって地域における標準的な料金を超えないものであること。

なお、「特定外国人患者請求額」は「社会医療法人等が行う訪

合計額をいう。

(a) 損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額

(b) 損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の額（医療保健業務に係るものに限る。）

a 社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が医療保健業務に係る収入金額のおおむね100分の10以下の場合に限る。）を含む。）

b～g （略）

（後略）

ロ 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。）に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。

（新設）

日外国人患者診療価格設定について（通知）」（令和８年３月
31日付け医政発 0331 第 19 号厚生労働省医政局長通知）の定め
るところにより算定した額であることの定めがされており、か
つ、報酬の徴収が現にその定めに従ってされているものであるこ
と。

※ 医療を目的として来日する外国人渡航者を積極的に受け入
れることにより、特定医療法人制度の趣旨（その事業が医療
の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著し
く寄与し、かつ、公的に運営されるものであること）を妨
げないように、注意すること。

三 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る
収入金額（補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを
含むものとし、経常的なものに限る。）（損益計算書の本来業務事
業損益に係る事業収益の額をいう。なお、医療法人が採用する会
計基準によっては、補助金等に係る収入金額が事業外収益又は
特別収益に計上されている場合があるが、その場合は事業収益の
額に補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを加算し
た金額とする。）が、当該業務に係る費用の額（経常的なものに
限る。）（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の額をい
う。）に１００分の１５０を乗じて得た額の範囲内であること。

ホ （略）

（ii）その医療法人の医療施設が次のいずれにも該当すること。

イ その医療施設のうち一以上のものが、病院（医療法（昭和２３
年法律第２０５号）第１条の５第１項に規定する病院をいう。）
を開設する医療法人にあっては、a 又は b に、診療所（医療法第

ハ 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係
る収入金額（補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るも
のを含むものとし、経常的なものに限る。）（損益計算書の本来
業務事業損益に係る事業収益の額をいう。）が、当該業務に係る
費用の額（経常的なものに限る。）（損益計算書の本来業務事業
損益に係る事業費用の額をいう。）に１００分の１５０を乗じて
得た額の範囲内であること。

三 （略）

（ii）その医療法人の医療施設が次のいずれにも該当すること。

イ その医療施設のうち一以上のものが、病院（医療法（昭和２３
年法律第２０５号）第１条の５第１項に規定する病院をいう。）
を開設する医療法人にあっては、a 又は b に、診療所（医療法第

1条の5第2項に規定する診療所をいう)のみを開設する医療法人にあってはcに該当すること。

a (略)

b 救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第2条第1項の規定に基づき、救急病院である旨を告示されていること。

c (略)

ロ 各医療施設(病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院のことをいう。)ごとに、特別の療養環境に係る病床数(介護老人保健施設又は介護医療院にあっては、特別な療養室に係る定員数)がその医療施設の有する病床数(介護老人保健施設又は介護医療院にあっては、定員数)の30%以下であること。

2 手続等

(1) 権限の移管等

特定医療法人の承認について、財務大臣から国税庁長官に移管され、特定医療法人の承認を受けようとする法人は、次の事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならないこととされた。(別添2参照)

①～④ (略)

⑤ その他参考となるべき事項

イ～ハ (略)

(2)～(6) (略)

(7) 医療関係法令等違反があった場合の対応

1条の5第2項に規定する診療所をいう)のみを開設する医療法人にあってはcに該当すること。

a (略)

b 救急病院等を定める省令第2条第1項の規定に基づき、救急病院である旨を告示されていること。

c (略)

ロ 各医療施設(病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院のことをいう。)ごとに、特別の療養環境に係る病床数(介護老人保健施設又は介護医療院にあっては、特別な療養室に係る定員数)がその医療施設の有する病床数(介護老人保健施設又は介護医療院にあっては、定員数)の30%以下 (改正前: 20%以下) であること。

なお、平均料金の上限(5,000円)は廃止された。

2 手続等

(1) 権限の移管等

特定医療法人の承認について、財務大臣から国税庁長官に移管され、特定医療法人の承認を受けようとする法人は、次の事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならないこととされた。(別添2参照)

①～④ (略)

⑤ その他参考になるべき事項

イ～ハ (略)

(2)～(6) (略)

(7) 医療関係法令等違反があった場合の対応

特定医療法人又は特定医療法人の開設する医療機関について、次のような医療に関する法令等について重大な違反事実があった場合には、その事情を当職まで報告方お願いしたいこと。厚生労働省医政局は、都道府県からの報告を国税庁に情報提供するものとする。

①～④ （略）

⑤ 医療法第30条の11 第1項の規定に基づく都道府県知事の勧告にもかかわらず病院の開設、増床又は病床種別の変更が行われた場合

（8）特定医療法人が社会医療法人の認定を受けた場合の取扱い

特定医療法人が会計年度の中途において新たに社会医療法人の認定を受けた場合にあっては、当該会計年度開始の日から当該認定を受けた日の前日までの期間について租税特別措置法施行令第39条の25第5項及び租税特別措置法施行規則第22条の15第3項の規定に基づく特定医療法人の承認要件を満たす旨を説明する書類を当該認定を受けた日から3月以内に、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならないこと。

（後略）

第2～第3 （略）

特定医療法人又は特定医療法人の開設する医療機関について、次のような医療に関する法令等について重大な違反事実があった場合には、その事情を当職まで報告方お願いしたいこと。厚生労働省医政局は、都道府県からの報告を国税庁に情報提供するものとする。

①～④ （略）

⑤ 医療法第30条の11の規定に基づく都道府県知事の勧告にもかかわらず病院の開設、増床又は病床種別の変更が行われた場合

（8）特定医療法人が社会医療法人の認定を受けた場合の取扱い

特定医療法人が会計年度の中途において新たに社会医療法人の認定を受けた場合にあっては、当該会計年度開始の日から当該認定を受けた日の前日までの期間について租税特別措置法施行令第39条の25第5項及び租税特別措置法施行規則 （昭和32年大蔵省令第15号） 第22条の15第3項の規定に基づく特定医療法人の承認要件を満たす旨を説明する書類を当該認定を受けた日から3月以内に、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならないこと。

（後略）

第2～第3 （略）